

引っ越しをするかたへ

引っ越しの際は、荷物の移動だけでなく、住所変更や不用品の処分など、さまざまな手続きが必要です。期限があるものや、申し込みが必要なものもあります。3～5月は、総合庁舎の住民票の異動などで窓口の混雑が予想されます。早めの準備をお願いします。

引っ越しの手続きは総合庁舎のほか、地区サービス事務所(東部を除く)でもできます。また、郵送で取得できる証明書やオンラインでできる手続きもあります。感染症対策のため、積極的にご活用ください。感染症対策のため、窓口の開設時間を変更するなどの場合があります。手続きの詳細や窓口の最新情報などは、[区図\(コード①\)](#)をご覧ください。①

住所変更が必要です

住民票は、個人の居住関係を証明し、選挙人名簿、国民健康保険、国民年金、義務教育の就学などの基礎となります。住所を変更する場合は、必ず届け出ましょう。

●[区図\(コード①\)](#) ●[区民課\(コード②\)](#) ●[区民センター\(コード③\)](#) ●[区民サービスセンター\(コード④\)](#) ●[区民相談センター\(コード⑤\)](#)

手続き	手続き期間	必要なもの
転出届 (区外に引っ越し) ● 国外への転出届 (国外で原則1年以上住む)	引っ越し予定日約14日前から当日まで	●印鑑登録証 ●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証
転入届 (区外から引っ越してきた)	引っ越しした日から14日以内	●転出証明書(前住所地で発行) ※ 国外から転入される場合はお問い合わせください ●国民健康保険被保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険被保険者証
転居届 (区内で引っ越した)		●マイナンバーカード(*) ●住民基本台帳カード(*) ●在留カードまたは特別永住者証明書 *マイナンバーカードと住民基本台帳カードはお持ちのかたのみ必要

本人確認書類をお持ちください

第三者による虚偽の届け出・申請を防ぐため、本人確認を行っています。マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書などを提示してください。顔写真がないもの(健康被保険者証、年金手帳など)は、2点の提示をお願いします。

手続きはこちらの窓口へ

総合庁舎本館1階戸籍住民課
受付時間 月～金曜日8:30～17:00(祝・休日を除く)
※住民票の写しなど一部証明書の発行は、月～金曜日19:00まで、土・日曜日10:00～16:30(祝・休日を除く。ただし、祝日が日曜日の場合は開設し、翌日休業)。詳細は[区図\(コード①\)](#)をご覧ください

地区サービス事務所(東部を除く)
受付時間 月～金曜日8:30～17:00(祝・休日を除く)
●北部(大橋1-5-1 クロスエアタワー9階、☎3496-5208、☎3496-7030)
●中央(中央町2-9-13 食販ビル内、☎5722-9885、☎3715-4953)
●南部(碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側、☎3719-2071、☎3719-2117)
●西部(柿の木坂1-28-10、☎5731-2500、☎5731-2503)

ごみの出し方

粗大ごみや多量のごみを処分する場合は、事前の申し込みが必要です。早めにお申し込みください。

●[区民課\(コード②\)](#) ●[区民センター\(コード③\)](#) ●[区民サービスセンター\(コード④\)](#) ●[区民相談センター\(コード⑤\)](#)

⚠️ ごみの不法投棄は厳しく処罰されます。排出ルールを守り、正しく処分してください

ごみの種類	申込先など
粗大ごみ(一辺がおおむね30cm以上のもの)	粗大ごみ受付センター ☎5715-0053 受付時間 月～土曜日 8:00～19:00 ●インターネット受け付け(コード⑦)
多量のごみ(1回に45ℓ袋で5袋以上は有料です。清掃事務所にお申し込みください)	清掃事務所(☎3719-5345) 受付時間 月～土曜日8:00～16:25
新聞・雑誌・段ボールなどの古紙	町会・自治会などの集団回収 詳細は 区図(コード⑧) へ

ごみの種類	申込先など
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	●購入店舗 ●家電リサイクル受付センター ☎0570-087200 受付時間 月～金曜日9:00～17:00 詳細は 区図(コード⑨) へ
家庭用パソコン	●パソコンメーカー メーカーが不明な場合や自作パソコンは、パソコン3R推進協会(☎5282-7685)へ ●宅配便による自宅回収 詳細はリネットジャパンリサイクル株式会社 区図(コード⑩) へ
有害性・危険性のあるもの、特殊なもの	購入店など プロパンガスなどのボンベ、石油類(ガソリン・灯油・塗料等)、薬品類、消火器、ピアノ、耐火金庫、自動車等のバッテリー・タイヤ、土・砂ほか

※処分費用は、各申込先にお問い合わせください

📮 郵送のできる届け出(コード②)
転出届などは郵送での手続きが可能です。窓口はこの時期大変混雑します。感染症対策のため、時間に余裕のあるかたは郵送での手続きもご検討ください。

🪪 マイナンバーカードをお持ちのかたへ
●転入届を出したかた(コード③) 90日以内に継続利用の手続きが必要です。
●転居届を出したかた(コード④) カードの記載内容の変更が必要です。
●オンライン申請をご利用いただけます(コード⑤) マイナポータルでは、オンラインで転出届などの手続きが可能です。

📄 事前チェックで混雑回避
窓口混雑情報サイト「目黒区なう！」
戸籍住民課の窓口の待ち人数を、同サイト[区図\(コード⑥\)](#)でご覧になれます。混雑回避にご協力ください。

🚪 臨時窓口を開設します
☎3月25日(土)、4月1日(土)・2日(日)10:00～16:30
総合庁舎本館1階戸籍住民課
取り扱い業務 転出届、転入届、転居届、印鑑登録
※マイナンバーカードがあるかたは持参
※国外転入などの他区市町村に確認が必要な一部の手続きは受け付けできない場合あり

トラブルに遭わないために

困ったときは[消費生活センター](#)へ
相談専用電話 ☎3711-1140
受付時間 月～金曜日9:30～16:00(祝・休日を除く)

進学や転勤などで引っ越しが多くなるこの時期、賃貸住宅退去時の原状回復や敷金返還などのトラブルの相談が多く寄せられます。ポイントを押さえてトラブルを防ぎましょう。

賃貸住宅の場合 賃貸アパートを退去したが、敷金を返してもらえない。たばこは吸わず、特に汚していないのに、壁紙の張り替え費用などを請求された

引っ越し時の場合 引っ越しの荷物に、紛失や破損があった

▶故意や不注意によって生じた汚れや破損などは入居者の負担とされていますが、経年変化によるものは家主の負担です。費用を請求されたら、内容を確認し、納得できない点は家主に説明を求めましょう。

▶荷物の紛失や破損は、引き渡し日から3カ月以内に通知しないと事業者の責任は消滅します。まずは、紛失や破損があったことを事業者者に知らせましょう。

💡 トラブルを防ぐポイント

契約をする前に

- 賃貸借契約をする前に重要事項説明書と契約書をよく読み、退去時の特約などを確認する。疑問点は質問し、契約内容を十分理解した上で判断する
- 賃貸住宅の情報はできるだけ現地に行き、自分の目で部屋や建物、周辺環境などを確認する。インターネットの情報だけで契約せず、現地で物件を確認してから契約する



入退去時に

- 入居時と退去時の物件状況を比較できるように、家主など立ち会いのもと、部屋の傷や汚れがどこにあるかなどを確認し、写真やメモで記録に残す

📄 都図(コード①)で、賃貸住宅トラブルをまとめた「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」をご覧ください。

💡 トラブルを防ぐポイント

見積もりを取るときは

- 複数の事業者者に依頼し、価格だけでなくサービス内容も比較し、検討する
 - 電話やインターネットの見積もりだけで決めず、事業者に来てもらい、打ち合わせ内容を見積書に必ず記載してもらう
 - 見積時に提示される「標準引越運送約款(※)」に必ず目を通す
 - 段ボールは、事業者を決めるまで受け取らない
- ※手付金や内金の請求ができないことや、解約・延期手数料は荷物の引き渡し日の前々日からかかることなどが記載されている

引っ越し作業終了時には

- 段ボールの数を事業者と一緒に確認する
- なるべく早く中身や状態を確認する



引っ越すときはペットも一緒にペットがいる人へ

犬は手続きが必要です

転居や病気といった家庭の事情で、ペットを飼い続けられなくなり、置き去りにしたり放したりすると、動物の愛護と管理に関する法律の遺棄に当たり、罰則の対象となります。犬や猫、亀、鳥など、一度飼い始めた生き物は最期まで責任を持って飼いましょう。飼い続けられない場合は、新しい飼い主を探してください。犬の場合、引っ越しなどをすると下記の手続きが必要です。詳細は[区図\(コード⑫\)](#)をご覧ください。

内容	手続きする場所	必要なもの
転入(区外から引っ越してきた)	下記の窓口へ	前住所地の鑑札(鑑札を無料で目黒区の鑑札と交換します。紛失の場合は再交付手数料1,600円が必要)*
転出(区外に引っ越す)	転出先で手続きが必要 ※区外へ転出する場合は、目黒区で手続きが必要	詳細は転出先の自治体にお問い合わせください。注射済票は、転出しても発行年度中は交付済みのものをそのまま使用可
区内での引っ越し・氏名変更	下記の窓口、または郵送で生活衛生課へ	変更届は 区図(コード⑬) で印刷可。鑑札はそのまま使用可
飼い主の変更	犬を譲った場合は、新しい飼い主に鑑札を渡し、犬の所在地の自治体に届け出るよう伝えてください	

*マイクロチップを鑑札とみなす制度が適用されている場合は、確認の際に必要なため、15桁のマイクロチップ番号が分かるものをご持参ください

手続きできる窓口一覧 (受付時間 月～金曜日8:30～17:00(祝・休日を除く))

- 総合庁舎本館3階生活衛生課 (〒153-8573目黒区役所(住所不要)、☎5722-9505)
碑文谷保健センター (碑文谷4-16-18、☎3711-6446)
地区サービス事務所(東部を除く)
●北部(大橋1-5-1 クロスエアタワー9階、☎3496-5208、☎3496-7030)
●中央(中央町2-9-13 食販ビル内、☎5722-9885、☎3715-4953)
●南部(碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側、☎3719-2071、☎3719-2117)
●西部(柿の木坂1-28-10、☎5731-2500、☎5731-2503)

☎生活衛生課生活環境係
(☎5722-9505、☎5722-9508)

ペットと暮らす快適なまちのためにルールを守りましょう

犬の場合 🐕
●散歩の際、トイレを済ませてから出掛ける
●外でしてしまったふん尿は後始末を行う
●外に出るときは必ず引き綱をつける
●留守中の鳴き声に配慮する

猫の場合 🐈
●室内で飼育し、外に出さない

災害時の備え

「ペットとわたしの防災ハンドブック」
避難場所や避難方法の確認など、日頃からペットを連れて避難に備えるとともに、ペットの健康管理(予防注射ほか)、身元表示(犬鑑札、迷子札)、しつけを心掛け、必要物品の備蓄をしておきましょう。詳細は「ペットとわたしの防災ハンドブック」(コード⑭)をご覧ください。

